

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年2月24日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
 那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和3年度定期監査
 監査結果及び措置状況

令和3年8月4日付け 3那監第638号（福祉課分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 土地賃貸借契約書（療育センター）について</p> <p>本契約は、平成27年6月1日から平成66年3月31日までの長期継続契約である。</p> <p>後年度における予算の裏づけがない長期継続契約については、「翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合、当該契約は解除する」旨の解除条項を附する必要があるが、その条項が欠如している。</p> <p>契約自体は有効ではあるが、市の契約事務としては不適切であるので、契約内容変更等の適切な措置を講じられたい。</p>	<p>1 土地賃貸借契約書（療育センター）について</p> <p>ご指摘を受けまして、速やかに契約の相手方に内容説明と改善案についての説明を行い、必要な条項について定める「覚書」を締結いたしました。</p> <p>今後は、契約事務に際し、契約書約款各条項の検討及び確認を徹底し、適正な事務処理を行ってまいります。</p>